

一般財団法人人文情報学研究所 研究倫理規程

平成29年 3月29日 制定
令和 4年 6月30日 改正

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人人文情報学研究所（以下「本研究所」という。）及び本研究所に所属するすべての研究職員が遵守すべき事項を定め、本研究所における学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とする。

(研究職員の姿勢及び責務)

第2条 研究職員は、研究に際し次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 研究職員は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、良心と信念に従い誠実に行動しなければならない。
- (2) 研究職員は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。
- (3) 研究職員は、国際的に認められた規範、規約、条約等、わが国の法令、告示等、所属学協会等の指針、倫理規程等及び本研究所の諸規程等を遵守しなければならない。
- (4) 研究職員は、異なる分野の専門研究を尊重するとともに、他の国、地域等の研究活動における文化、慣習等の理解に努めなければならない。また、共に研究を進める研究者間において、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。

(研究倫理教育)

第3条 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、研究倫理教育を実施する。

- 2 研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、事務長を充てるものとする。
- 3 研究倫理教育責任者は、研究職員及び研究支援者等、広く研究活動に関わる者を対象に、定期的に研究倫理教育を実施する。
- 4 本研究所以外に本務を有する研究職員及び本務を有しない研究職員については、研究倫理教育責任者が、本研究所以外での定期的な研究倫理教育の受講の有無を確認するとともに、不受講者に対し定期的に研究倫理教育を実施する。

(研究データの確認・開示)

第4条 一般財団法人人文情報学研究所における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程第3条第3項に定める研究データの保存の確認及びその開示を担当する者を置き、事務長を充てるものとする。

(インフォームド・コンセント)

第5条 研究職員が、人の行動、環境及び心身等に関する個人の資料、情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等についてわかりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

- 2 組織、団体等から、当該組織・団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

(個人情報保護)

第6条 研究職員は、研究のために収集した個人を特定できる資料、情報、データ等を、法令等に則り適正に取扱わなければならない。

(材料等の安全管理)

第7条 研究実験において研究装置並びに機器等及び薬品並びに材料等を用いるときは、関係法令等を遵守し、最終処理まで含め責任を持って安全管理に努めなければならない。

(研究成果公表)

第8条 研究職員は、研究成果を広く社会に還元するために研究倫理に則り適切な方法によって公表しなければならない。ただし、知的財産権の取得、その他の合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。

- 2 研究成果の公表には、次の各号に掲げる不正な行為をしてはならない。
 - (1) 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
 - (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
 - (3) 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること
 - (4) 二重投稿：既に投稿された論文と本質的に同じ論文を投稿すること
 - (5) 不適切なオーサーシップ：論文等の著者を適正に公表しないこと
- 3 研究職員は、研究成果の公表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、誤解を招く表現等は、不正行為とみなされる恐れがあることを十分認識し、適切な引

用、表現を心がけなければならない。

- 4 研究職員は、共同研究者や論文の共著者の権利を尊重し、研究成果の公表、利用に際しては明確な同意を得なければならない。

(業績評価)

第9条 研究職員が、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の知見に基づき公正に評価しなくてはならない。

- 2 研究職員は、他者の研究業績の評価に関わり知り得た情報を不正に利用又は漏えいしてはならない。

(利益相反)

第10条 研究職員は、研究活動を行うに当たり、資金提供の財源、関連組織との関わり、及び可能性のあるすべての利害関係の衝突に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

(モニタリング及び監査)

第11条 本研究所は、研究費等の適正な運営及び管理を徹底するため、本研究所の「外部研究資金運用・管理規程」等に基づき、モニタリング及び監査を実施する。

附 則

この規程は、平成29年3月29日から施行する。

附 則 (令和4年6月30日改正)

この規程は、令和4年6月30日から施行する。